

令和2年5月26日

関係各位

お知らせ

新型コロナウイルス感染症防止対策として発令された緊急事態宣言により、本学苑も令和2年5月31日まで休校措置を講じています。

関係者の皆さまには、ご不便をおかけしておりますが、本学苑の教育にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、令和2年5月25日の12時30分頃、テレビ神奈川より「橘学苑が教員・大学生の保護者等から民事で訴えられている」として、本学苑が被告として民事訴訟が提起されたとの情報が入りました。

事実を確認すべく、本学苑職員において横浜地方裁判所に問い合わせましたが、正式に訴状が送達されるまでは、裁判が提起されたかどうか及び提起されている場合にはその内容について回答はできないとのことでした。

したがって本学苑において、本件訴訟についてコメントをすることはできない状況です。

25日の13時53分、テレビ神奈川等により「橘学苑が在校生の保護者や教員ら計28人から損害賠償を求め、横浜地裁に提訴された」と報道されました。

緊急事態宣言が解除され、学校が再開する6月1日から生徒のために学習の遅れを全力で取り戻さなければならないタイミングでのこのような提訴や報道に大変憂慮しておりますが、学苑としては生徒のことを第一に考えて誠実に対応してまいります。

関係者の皆様には、ご心配をおかけ致しますが、上記ご理解の上、本件についての今後の本学苑の発表等をお待ちいただければ幸いです。

学校法人 橘学苑